

### 3-3 第3期保険料設定について

各保険者においては今後、第3期保険料の設定を行う必要があることから、以下に次期保険料設定に向けた基本的な考え方や保険料を算定する上で必要となる諸係数、また、保険料計算を行うためのワークシートの考え方をお示しすることとする。

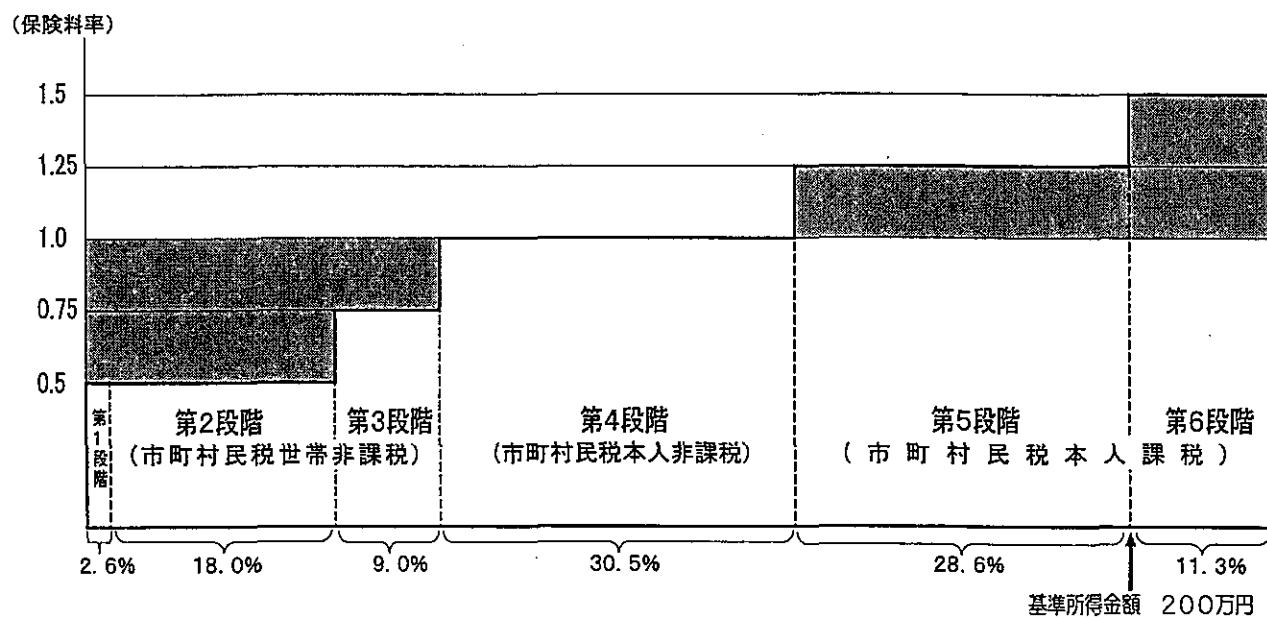
#### 1. 保険料設定の基本的な考え方

今般の保険料設定の見直しにおいては、現行第二段階の細分化（新第二段階の創設）により所得の低い方の負担を抑えることとしているが、一方で、税制改正により課税層が増加することが見込まれている。

こうした状況を踏まえて、これまでの保険料設定の考え方と同様、市町村民税世帯非課税層（保険料第1段階～第3段階）に係る凹部分と本人課税層（保険料第5段階～）の凸部分が均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになる。

この図においては、本人課税層（保険料第5段階～）は基準所得金額200万円を境にして2つの段階に分かれ、全体として6段階制となっているが、調整交付金の算定に当たってはこの区分による算定を行うことを予定している。

なお、今般の見直しにおいて本人課税層について多段階化を図ることができることとしており、個々の保険者においてはより段階の多い保険料段階の設定を行うことが可能となっている。



※ 第1段階対象者 … 生活保護者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者  
第2段階対象者 … 課税年金収入額+合計所得金額≤80万円／年を満たす者  
第3段階対象者 … 市町村民税世帯非課税で第2段階対象者以外の者

#### ※税制改正による影響の試算について

- 今般行われた税制改正により、新たに課税となる者が生ずるが、その影響について一定の条件の下で試算を行い、その影響を加味したものが上記の保険料段階図である。
- 試算に当たっての前提等
  - ・ 本試算は年金収入のみで課税・非課税判定を行う等、年金以外の他の所得を加味していない。
  - ・ 課税層における平成16年度改正分（年金課税の見直し）の影響（第5段階→第6段階）については、その試算は困難であり、その部分についての影響は見込んでいない。

よって、年金以外の所得があるために新たに課税となる者等については織り込まれていないなど、この試算の下で保険料の設定を行う場合、保険料が高めになる保守的な試算方法となっている。

今回行った試算については参考資料「税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について」として掲載したので、各保険者において影響割合を見込む際の参考とされたい。

## 2. 保険者における保険料設定の考え方

### (1) 次期保険料設定に関する変更点や考え方等について

各保険者において第3期保険料の設定をするに当たり、下記に示す変更点、影響及び段階設定の考え方留意する必要がある。

- 現行第2段階の細分化
- 課税層の弾力的な設定
- 税制改正による影響
- 保険料段階全体の調整

#### ① 現行第2段階の細分化

現行の保険料第2段階（市町村民税世帯非課税者）に属する者のうち、下記に示した要件で細分化を行うこととし、新たな低所得者層を創設（新第2段階の創設）することとする。

##### 【新第2段階の該当要件】

- ・ 市町村民税世帯非課税かつ
- ・ 課税年金収入額十合計所得金額≤80万円／年を満たす者

調整交付金を算定する際の新第2段階の保険料率は、第1段階と同じく0.5とするが、各保険者の判断により第1段階と第3段階の保険料率の間に設定を行うものとする予定である。

#### ② 課税層の弾力化

現行の保険料段階については原則5段階とされており、保険者の判断により6段階設定とすることを可能としているところ。

今回の見直しにおいては、保険者による多段階化を可能とし、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな段階数及び保険料率の設定ができるものとする。

### ③ 税制改正の影響

#### ・税制改正による影響及び激変緩和措置

年金課税の見直し（平成16年度税制改正）及び高齢者の非課税限度額の廃止（平成17年度税制改正）により、市町村民税非課税となる年金収入額は、

	(現 行)	(平成18年度より)
○夫婦の場合	266万円	⇒ 212万円
○独身の場合（寡婦・寡夫）	266万円	⇒ 245万円
（その他の）	266万円	⇒ 155万円

と変化し、これらの影響により、

（イ）市町村民税非課税から課税となる本人

（ロ）税制改正の影響で新たに課税となる者が同世帯にいる市町村民税非課税者

については、保険料段階が上昇することとなる。

高齢者の非課税限度額の廃止（平成17年度税制改正）について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険においても平成18年度から2年間、（イ）、（ロ）に該当する者について、保険料を段階的に引き上げることとする。

なお、当該激変緩和措置の詳細については、6月27日開催「全国介護保険担当課長会議」資料に掲載しているので参考とされたい。

#### ・税制改正への対応

第1号被保険者の介護保険料については、先にその保険者で収納すべき総額がまず決まり、それを被保険者間でどのように負担するかの問題であるが、平成16年度税制改正における年金課税の見直しに伴う影響や平成17年度税制改正の影響への対応については、この点も十分考慮の上、条例により被保険者の納得が得られるよう、保険料を設定されるようにされたい。

### ④ 保険料段階全体の調整

制度見直し後に、各保険者にて調整が可能となる事項は次のとおり。

#### ○各保険料段階の保険料率

→ 各段階の保険料率（0.5、0.75、1.0、1.25、1.5）については、各保険者において変更が可能

#### ○課税層の段階数

→ 課税層については、現行では2ないし3区分とされているが、各保険者においてそれ以上に段階数を増やすこと（多段階化）が可能

第3期の保険料は相当程度の上昇が見込まれているが、こうした保険料段階の調整により、市町村民税世帯非課税層（第1段階～第3段階）に係る凹部分よりも本人課税層（第5段階～）の凸部分が大きくなる場

合には、保険料基準額が下がることとなり、所得の低い層については負担が軽減されることとなる。

## (2) 保険者独自の介護保険料控除について

ボランティア等を行った場合に保険者独自で介護保険料の控除ができるよう要望がなされているが、こうした取扱いについて、現在検討中であり、追ってお示しすることとする。

## (3) 単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従来申し上げてきたとおり、

- 保険料の全額免除
- 収入のみに着目した一律の減免
- 保険料減免分に対する一般財源の繰入

については適当ではないので、新たな事業運営期間を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。

## 3. 保険料の設定に必要な諸係数について

各保険者において、保険料の算定に当たって必要となる諸係数については、下記のとおりとし、これら諸係数等の変更に伴う政省令等の改正については、準備が整い次第、順次行っていく予定である。

(⑤における後期高齢者加入割合補正係数については仮置値であり、数値が揃い次第、早急にお伝えするものとする。)

### 【保険料の算定に必要な諸係数】

① 第2号被保険者負担率 … (介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令(平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。)第5条)

平成18年度から20年度までの第2号被保険者負担率 → 31%

(第1号被保険者の負担率は19%)

② 財政安定化基金拠出率 … (介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成11年厚生省令第43号。以下「納付金省令」という。)第4条)

平成18年度から20年度までの財政安定化基金拠出率 → 1000分の1

※ 第2期事業運営期間と同様に、この拠出率を標準とするが、各都道府県

においてはおのの基金の収支状況を十分に勘案して条例で定める率を決定の上、その率を基に各市町村で拠出額を算定されたい。

なお、各都道府県における拠出率や拠出額等については、別途報告を求める予定である。

### ③ 保険料の収納下限率 … (納付金省令第1条)

保険料の収納下限率については、これまでと同様に、被保険者の規模に応じて以下のとおり設定する予定である。

・ 第1号被保険者数が1千人未満	<u>9 4 %</u>
・ 第1号被保険者数が1千人以上1万人未満	<u>9 3 %</u>
・ 第1号被保険者数が1万人以上	<u>9 2 %</u>

※ 事業運営期間における第1号保険料の収納率（注）が上記収納下限率を下回る場合、下回った分の保険料収納不足額については、最終年度の財政安定化基金からの交付・貸付事業の対象とはならないことから、第2期事業運営期間において財政安定化基金から既に貸付を受けている市町村、又は今後受ける可能性のある市町村にあっては、特に留意されたい。

注：事業運営期間の初年度の4月1日から最終年度の11月30日までの保険料納期に納付すべきものとして賦課された保険料の調査決定済額のうち、最終年度の11月30日現在において収納された額の割合。

### ④ 基準所得金額 … (介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。)第143号)

第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額は、第1段階、第2段階及び第3段階の軽減分と、第5段階と第6段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。

今般、自治体からいただいた報告を基にこれを算定したところ、以下のとおりとなる予定である。

平成18年度から20年度までの基準所得金額 → 200万円

### ⑤ 後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値

… (介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成12年厚生省令第26号)第5条及び第6条)

#### 〈平成18年度から20年度までの全国平均の見込値〉

##### ○ 後期高齢者加入割合補正係数(注：仮置値)

前期高齢者割合	.....	<u>0. 552</u>
後期高齢者割合	.....	<u>0. 448</u>
前期高齢者の補正要介護等発生率	.....	<u>0. 049</u>
後期高齢者の補正要介護等発生率	.....	<u>0. 296</u>

○ 所得段階別加入割合補正係数

第1段階	.....	<u>0. 026</u>
第2段階	.....	<u>0. 180</u>
第3段階	.....	<u>0. 090</u>
第4段階		
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う 第1段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 000</u>
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う 第2段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 006</u>
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う 第3段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 006</u>
第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う 激変緩和措置対象者を除く見込み数の割合	.....	<u>0. 293</u>
第5段階		
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う 第1段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 000</u>
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う 第2段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 000</u>
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う 第3段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 087</u>
第5段階被保険者のうち税制改正に伴う 第4段階からの激変緩和措置対象者の割合	.....	<u>0. 062</u>
第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う 激変緩和措置対象者を除く見込み数の割合	.....	<u>0. 137</u>
第6段階	.....	<u>0. 113</u>

4. 第3期第1号保険料の計算（ワークシート）について

今後、各保険者において第3期の第1号保険料の計算を行うこととなるが、当該保険料の計算を円滑に行うことを支援するため、今般の税制改正の影響や激変緩和措置、地域支援事業の創設等の影響も踏まえた「第3期事業運営期間における第1号被保険者の保険料の推計のワークシート」を各保険者に配布することとする。

(なお、当該ワークシートの具体的な内容については、次頁以降を参照。)

## 第3期事業運営期間における第1号被保険者の保険料の推計のワークシートの考え方

- は、市町村が入力する数値又は国が示す係数等を表し、 は、計算により算出される数値を表す。

### 保険料の基準額(月額)の算定

#### 1. 標準給付費見込額(A)

$$= \boxed{\text{平成18年度標準給付費見込額(A1)}} + \boxed{\text{平成19年度標準給付費見込額(A2)}} + \boxed{\text{平成20年度標準給付費見込額(A3)}}$$
$$\boxed{\text{各年度の標準給付費見込額(A1～A3)}} = \boxed{\text{総 給 付 費}} + \boxed{\text{高額介護サービス費等給付額}} + \boxed{\text{算定対象審査支払手数料}}$$

- 総給付費とは、次に掲げる額の合算額とする。

居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額について、介護給付等対象サービスの見込量シートにおいて総給付費の約5%減の中に含まれているが、施設割合やユニット型施設の設置数等の地域の実情に応じた影響額を勘案して見込むものとする。

- 高額介護サービス費等給付額は、高額介護サービス費給付額及び高額介護予防サービス費給付額の合計額とし、これまでの実績等を勘案して見込むものとする。
- 算定対象審査支払手数料は、当該市町村と都道府県国保連との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価（95円以内の額とする。）に3年間（平成18年度から平成20年度）における審査支払見込件数を乗じた額とする。

## 2. 地域支援事業費(B)

$$= \boxed{\text{平成18年度地域支援事業費(B1)}} + \boxed{\text{平成19年度地域支援事業費(B2)}} + \boxed{\text{平成20年度地域支援事業費(B3)}}$$

### ○ 各年度の地域支援事業費の算定方法

#### ① 地域支援事業費の算定方法の基本方針

各年度の地域支援事業費は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とする。

- ア 介護予防事業 → 次表のB欄に掲げる率以内
- イ 包括的支援事業+任意事業 → 次表のC欄に掲げる率以内
- ウ 地域支援事業(ア+イ)全体 → 次表のA欄に掲げる率以内

		18年度	19年度	20年度
地域支援事業	A	2.0% 以内	2.3% 以内	3.0% 以内
介護予防事業	B	1.5% 以内	1.5% 以内	2.0% 以内
包括的支援事業+任意事業	C	1.5% 以内	1.5% 以内	2.0% 以内

※保険給付費とは、各市町村につき、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額

#### ② 小規模市町村の特例措置

「包括的支援事業+任意事業」について、保険給付費見込額の1.5%相当額が、300万円に満たない場合は、300万円を上限額とする。

ただし、上記の特例措置を適用した場合の「介護予防事業」の上限率は、次表のとおりとする。

	18年度	19年度	20年度
介護予防事業	0.5% 以内	0.8% 以内	1.5% 以内
包括的支援事業+任意事業	300万円以内	300万円以内	300万円以内

#### ③ 地域包括支援センター未設置市町村に係る算定の特例

平成18年度、19年度において、地域包括支援センターを設置しないで地域支援事業を行う市町村にあっては、「包括的支援事業+任意事業」の事業規模は、上記①に掲げる率に1/3を乗じて得た額を上限とする。また、上記②の特例措置は適用しないものとする。

### 3. 所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)

$$= \boxed{\text{平成18年度所得段階別加入割合補正後被保険者数(C1)}} + \boxed{\text{平成19年度所得段階別加入割合補正後被保険者数(C2)}} + \boxed{\text{平成20年度所得段階別加入割合補正後被保険者数(C3)}}$$

#### 平成18年度・19年度の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C1・C2)

= 第1段階被保険者の見込み数	× 第1段階被保険者の保険料の基準額に対する割合		
+ 第2段階被保険者の見込み数	× 第2段階被保険者の保険料の基準額に対する割合		
+ 第3段階被保険者の見込み数	× 第3段階被保険者の保険料の基準額に対する割合		
+ 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+ 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
+ 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+ 第4段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く見込み数	× 第4段階被保険者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第2段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合	+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置対象者」の見込み数	× 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者のうち、税制改正に伴う激変緩和措置対象者を除く見込み数	× 第5段階被保険者の保険料の基準額に対する割合		
+ 第6段階被保険者の見込み数	× 第6段階被保険者の保険料の基準額に対する割合		

#### 平成20年度の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C3)

= 第1段階被保険者の見込み数	× 第1段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	+ 第2段階被保険者の見込み数	× 第2段階被保険者の保険料の基準額に対する割合
+ 第3段階被保険者の見込み数	× 第3段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	+ 第4段階被保険者の見込み数	× 第4段階被保険者の保険料の基準額に対する割合
+ 第5段階被保険者の見込み数	× 第5段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	+ 第6段階被保険者の見込み数	× 第6段階被保険者の保険料の基準額に対する割合

※ 基準所得金額は200万円とする。

※ 被保険者の見込み数の算定方法は参考資料「税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について」を参照。

※ 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う市町村であっても、「保険料の基準額(月額)の算定」においては、上記算定式のとおり保険料段階は6段階の設定とし、また、保険料の基準額に対する割合は次表に基づき算定する。(保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う場合の算定は、「弾力化を行った場合の市町村における保険料額」において別途算定する。)